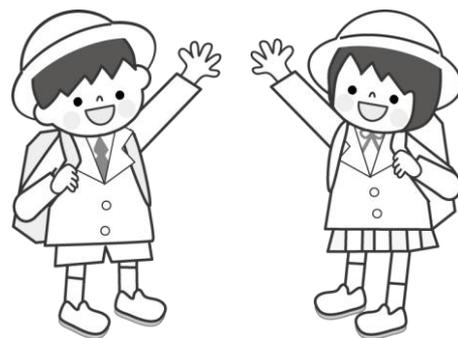


# ☆子ども福祉医療費助成制度が始まります☆

現在、長崎市では、小学校就学前までの乳幼児に対して、医療費の助成をおこなっていますが、この対象者を、平成28年4月受診分から、小学生まで拡大します。

それに伴い、事前にお手続きが必要となりますので、同封しております「福祉医療費受給資格認定申請書（子ども用）」をご提出いただきますようお願いいたします。



## 【対象者拡大にかかる変更点】

区分	改正前（乳幼児福祉医療）	改正後（子ども福祉医療）
対象者	長崎市在住の小学校就学前までの児童 （6歳到達後の最初の3月31日受診分まで） ※生活保護受給者は対象外	長崎市在住の <b>小学校卒業まで</b> の児童 （12歳到達後の最初の3月31日受診分まで） ※生活保護受給者は対象外
保護者負担	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 （調剤薬局は保護者負担なし）	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 （調剤薬局は保護者負担なし）
支給方法	現物給付（長崎県内）	乳幼児：現物給付（長崎県内） 小学生：現物給付（ <b>長崎市</b> 内）

## 助成を受けるには

現在、小学1～5年生の年齢のお子様については、事前に申請が必要です。同封の「福祉医療費受給資格認定申請書（子ども用）」を郵送、または、子育て支援課（市役所別館1階）、支所、行政センターの最寄りの窓口にご提出ください。**平成28年4月以降に「福祉医療費受給者証」が交付されます。**

平成28年4月に小学1年生になる年齢のお子様で、現在、乳幼児福祉医療費の受給者証をお持ちの場合は、手続きなしで平成28年4月以降に新たな「福祉医療費受給者証」を交付します。

■手続きの際は、次のものが添付書類として必要です。

1. 対象となるお子様の名前が記載された健康保険証の写し
2. 受給者となる保護者名義の通帳など口座番号のわかるものの写し

※ 現在、障害者福祉医療・ひとり親家庭福祉医療の資格をお持ちの場合も、該当年齢のお子様は子ども福祉医療に移行となりますので、お手続きが必要です。

## 申請締切：平成27年12月28日（月） ※郵送可

※ 上記締切日までにご申請いただいた方には、平成28年4月中旬までに順次受給者証を発行いたします。それ以降も申請書や不足書類の受付は行いますが、その場合、受給者証の発送が平成28年5月以降になる可能性がありますので、ご了承ください。

※裏面もご確認ください※

## 助成内容（範囲）

**小学生については、平成28年4月時点で小学1～6年生の児童の、平成28年4月1日以降に受診した医療費が対象です。**

**平成28年3月31日までの受診分や、現在小学6年生のお子様は対象外ですのでご了承ください。**



1. 福祉医療費は、医療保険に加入している方の保険診療による「患者の一部負担金」を対象に助成します。
  - ・保険の適用を受けない診療や入院時の食事代・生活療養費（共に患者負担分）については、助成の対象外です。（例：健康診断、予防接種、差額ベッド代、病衣代、薬の容器代、文書料等）
  - ・他の公費負担制度等が受けられる場合は、そちらの制度が優先されます。（例：育成医療、特定疾患治療など）
2. 福祉医療費には、自己負担額があります。
  - ・ひとつの医療機関等ごとに、1日800円、ひと月1,600円が自己負担額の上限となり、それを超える金額について助成されます。
  - ・ただし、処方箋により保険薬局で調剤を受けた分は、全額助成されます。
3. 加入している医療保険等から高額療養費として払い戻しを受けられる場合や家族療養附加給付金等の助成制度がある場合は、その制度が優先されます。

## 助成方法

\*福祉医療費の助成方法は、次の二種類があります。

- ①現物給付：保険医療機関等の窓口で、健康保険証と福祉医療費受給者証を提示することで、子ども福祉医療費の自己負担額の範囲内の支払いで受診できます。
- ②償還払い：保険医療機関等の窓口で、一部負担金（医療費の2割または3割）を、一旦お支払いいただき、後日、長崎市に支給申請書を提出していただくと、福祉医療費の自己負担額を超える金額が払い戻されます。



## 注意事項

- ご申請をされた後、住所・健康保険証・振込先等に変更があったときは、再度お手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。
- 平成28年3月31日までに長崎市外へ転出される方や、現在生活保護受給中の方は、申請書の提出は必要ありません。ただし、再度転入されるときや、生活保護の資格が廃止になったときなどは、その時点で申請が必要です。

◇ お問い合わせ先 ◇  
長崎市役所 こども部  
子育て支援課 育成係「福祉医療担当」  
(直通) 095-829-1270